


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学	
件名	東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第244条の2第6項 東大和市立図書館条例第6条第4項		
	部課機関	企画財政部 公共施設等マネジメント課		
1. 要旨				
<p>東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館に指定管理者制度を新たに令和4年4月1日から導入するため、当該施設の管理運営を行う指定管理者について東大和市立図書館条例第6条第4項の規定に基づき、指定管理者を公募し、選定手続を進めた。</p> <p>その結果、以下の事業体を指定管理者の候補者として選定した。</p> <p>(1) 指定管理者候補者 株式会社図書館流通センター 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間</p> <p>(2) 影響及び効果 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館について開館日及び開館時間等が拡充されサービスの向上を図ることができる。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>(1) 令和3年7月 1日 東大和市指定管理者選定委員会による選定要領の決定</p> <p>(2) 令和3年7月14日 東大和市指定管理者選定委員会による第1次審査 (書類審査) (3事業体通過)</p> <p>(3) 令和3年8月16日、18日 東大和市指定管理者選定委員会(代表委員1名)において、第1次審査を通過した事業体が管理運営している類似施設を視察</p> <p>(4) 令和3年8月24日 東大和市指定管理者選定委員会による第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)</p> <p>(5) 令和3年8月30日 東大和市指定管理者選定委員会の審議により、指定管理者候補者を選定</p> <p>(6) 令和3年10月22日 令和3年第10回東大和市教育委員会定例会において「東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定に係る意見の申出」について、議決済み。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>地方自治法第244条の2第6項に基づき、令和3年第4回市議会定例会に議案を提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。